

建設工事・測量等競争入札参加資格審査申請要領

(只見町)

只見町が行う建設工事及び測量等に係る競争入札の参加資格を取得したい者は、下記により申請すること。

記

1 申請の受付期間

- (1) 定例申請受付 令和3年1月13日から令和3年2月26日まで
- (2) 随時申請受付 随時に申請を受け付ける。
(郵送、持参どちらでも可能)

2 資格の有効期間

- (1) 定例申請受付で資格を認定された者
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで(2年間)
- (2) 随時申請受付で資格を認定された者
令和3年4月以降に資格を認定された者は、認定日から令和5年3月31日まで

3 提出場所

提出先	所在地	電話番号
只見町役場 農林建設課 建設係	〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字町下2591-30	(0241)82-5270

4 申請方法

- (1) 申請する者は、必要に応じて次の受付を選択すること。
 - ア 定例申請受付は、次期有効期間に登録する更新の申請又は新規の申請を定例の期間に受け付ける。
 - イ 随時申請受付は、申請日に属する有効期間に登録する新規の申請を随時に受け付ける。
- (2) 書類不備の場合には受け付けできないので注意すること。
なお、申請書等の内容を訂正する場合には、訂正箇所を二本線で訂正し、各訂正箇所に押印するか、用紙ごとに「○字削除○字加筆」と記入し、押印すること。また、第1号様式の1、その他押印のある様式については、必ず原本を提出すること。

5 申請書等の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の添付書類で外国語記入のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規定(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例により日本国通貨に換算して、記入すること。

6 その他

- (1) 申請後及び資格登録後、記入内容に変更が生じた場合には、速やかに「建設工事・測量等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に関係書類を添付して提出すること。
 - ア 商号又は名称、住所又は所在地(商業登記簿謄本又は写し、個人の住所変更の場合には住民票の写し)
 - イ 代表者名(法人…商業登記簿謄本又は写し、個人…身分証明書)
 - ウ 資本金の額(商業登記簿謄本又は写し)
 - エ 組織、法人格変更、合併、分割、解散等(商業登記簿謄本又は写し)
 - オ 印鑑及び使用印鑑(使用印鑑届)
 - カ 電話番号、FAX番号
 - キ 委任代理人氏名、営業所名、所在地、電話番号等(代理人変更の場合には委任状)
 - ク その他特に重要な事項

建設工事・測量等競争入札参加資格審査申請書記入上の注意事項

共通事項

- 1 この申請書は、令和3年度及び令和4年度に只見町が行う建設工事・測量等に係る競争入札への参加資格を申請するために使用します。
- 2 申請書は、只見町役場 農林建設課 建設係に提出してください。
- 3 申請書類の作成の基準日は、申請日の属する月の初日とします。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前で決算の確定した日を原則とします。（申請日の直前1年の財務諸表が完成していない場合は、申請日の属する月の3か月前の初日までに確定している財務諸表を使用してください。）
- 4 申請書は、黒のボールペン又は万年筆で、一字一字わかりやすく記入してください。
（パソコンによる印刷の場合は明朝体で印字してください）
- 5 金額を記入する欄以外は、左詰めで記入してください。
- 6 決算に関する事項の金額は、千円単位（千円未満切捨）で記入してください。
- 7 ふりがなの欄は、ひらがなで記入してください。
- 8 申請書及び財務諸表は、日本語で作成してください。なお、その他の添付書類で日本語以外の言語で作成されたものは、日本語の訳文を添付してください。
- 9 申請書及び添付書類の金額欄については、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例により、申請日現在有効な外国貨幣換算率で、日本国通貨に換算して記入してください。
- 10 この申請によって参加資格を取得された場合に参加できる競争入札による契約の範囲は、建設工事及び測量等に係る契約のうち、登録業種に係るものです。

これらをA4フラットファイル（紙製に限る）に綴って提出してください

建設工事・測量等競争入札参加資格審査申請項目

(只 見 町)

<営業種目例>

建設工事

- ・一般土木工事
- ・舗装工事
- ・建築工事
- ・電気設備工事
- ・暖冷房衛生設備工事
- ・鋼橋上部工事
- ・PC橋上部工事
- ・しゅんせつ工事
- ・塗装工事
- ・法面処理工事
- ・上・下水道工事
- ・清掃施設工事
- ・消雪工事
- ・機械設備工事
- ・通信設備工事
- ・造園工事
- ・さく井工事
- ・グラウト工事

測量等

- ・地上測量
- ・航空測量
- ・調査(〇〇コンサルタント)
- ・土木設計
- ・建築設計

※不明な場合は提出先に問い合わせてください。